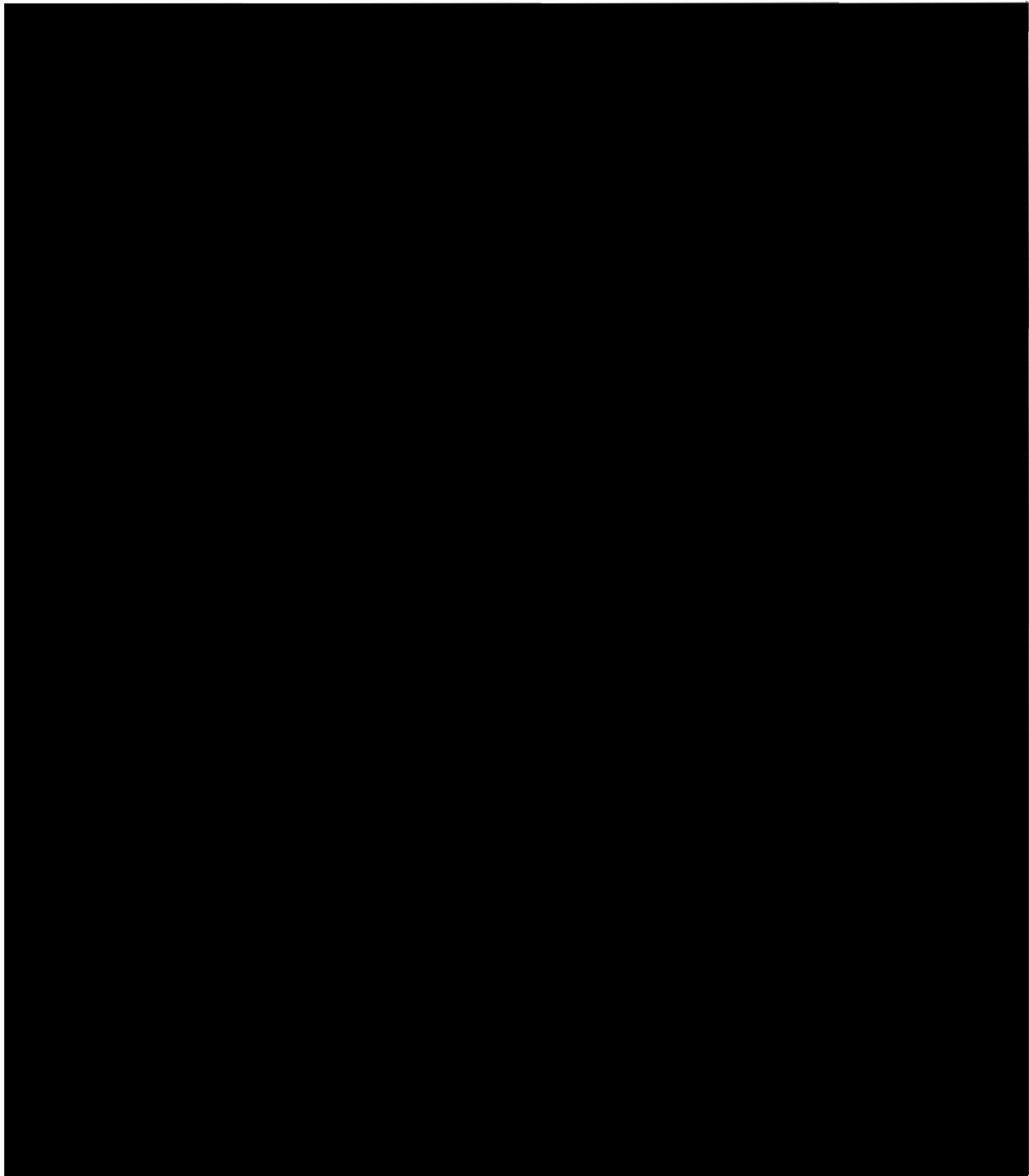


令和 4 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

知的財産法

下記の（1）から（24）までの事実を前提として、（問 1）から（問 8）までの【設問】に答えなさい。

- （1）吹矢というゲームが、スポーツとして、プレイされている。当該スポーツの様子と用いられる用具については、以下の資料を参照されたい。

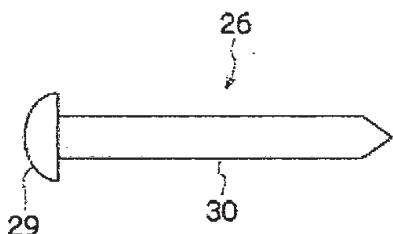
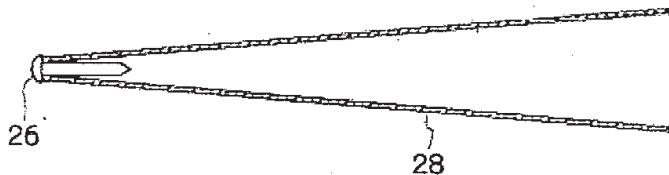


一般社団法人日本スポーツウェルネス吹矢協会のウェブサイトより
(<https://www.fukiya.net/fukiya/index.php>)

一般社団法人日本スポーツウェルネス吹矢協会のウェブサイトより
(<https://www.fukiya.net/fukiya/index4.php>)

(2) 2000年頃以降、次のような吹矢の製品（以下、「従来の吹矢」という）が、日本国内で、製造され、販売されている。

- ・ プラスチックフィルム（下記の図の28。以下、「フィルム」という）が、円錐状に成形されている。
- ・ 円錐状に成形されたフィルムの細くなった側（以下、「フィルムの先端」という）に、一般に販売されている木工用の丸釘（下記の図の26）が、接着剤により、固着されている。
- ・ この丸釘は、吹矢の錘（おもり）として、機能する。
- ・ 丸釘の頭部（下記の図の29）は、円錐状に成形されたフィルムの先端の外側に露出している。
- ・ 丸釘の胴部（下記の図の30）は、円錐状に成形されたフィルムに覆われている。
- ・ 柔らかい素材で作られた的に、吹矢が刺さるとき、丸釘の頭部が、的にめり込む。



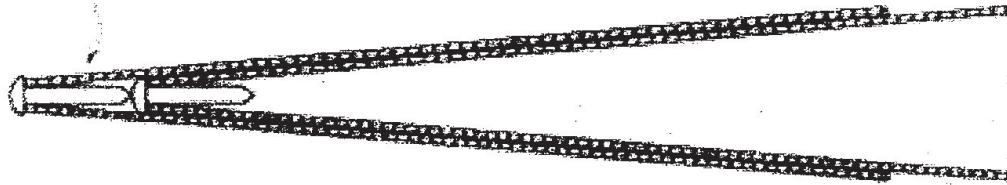
(3) 従来の吹矢には、次のような欠点があった。

- 的に刺さった吹矢を的から外すときに、丸釘の頭部の傘状に広がった部分（以下、「カエシ」という）が的の素材に引っかかることにより、丸釘だけが的に残り、フィルムだけが引き抜かれてしまうことが、しばしば生ずる。

(4) 従来の吹矢には、また、次のような欠点もあった。

- 最初に吹いた吹矢（以下、「前の吹矢」という）が的に刺さったままで、次の吹矢（以下、「後の吹矢」という）を吹いたとする。
- このとき、下記の図のように、しばしば、後の吹矢が、前の吹矢の円錐状に成形されたフィルムに深く突入してしまう（この事象を、以下、「ダブル突入」という）。
- ダブル突入が生じた場合、後の吹矢の丸釘の頭部のカエシが、前の吹矢の円錐状に成形されたフィルムに食い込む。
- ここで、後の吹矢を引き抜こうとしたときに、後の吹矢のフィルムだけが引き抜かれ、後の吹矢の丸釘が、前の吹矢のフィルム内に残ってしまう。

前の吹矢



後の吹矢

(5) A 社は、スポーツ用具の製造、販売等をその目的とする株式会社である。その本店は、東京都中央区にある。

(6) 2011 年 8 月末頃までに、A 社の従業員である a1 及び a2 は、従来の吹矢の欠点（上記（3）及び（4）に示されているもの）を解消する目的で、ある構造の吹矢（以下、「A 社新型吹矢」という）を開発した。

(7) 2011 年 9 月 13 日、A 社は、「A 社新型吹矢」において具体化されている発明について、日本国特許庁に、特許出願を行った（以下、「A 社出願」という）。

(8) A 社出願の【特許請求の範囲】の【請求項 1】の記載（以下、「A 社クレーム」という）は、次の通りである。

吹矢に使用する矢であって、
球形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピンであって、該円柱部の横断面の直径が前記球形の直径よりも小さいピンと、
円錐形に巻かれたフィルムであって、先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ固着されたフィルムと、
からなり、前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの球形の部分が錘として接続された矢。

(9) A 社出願の【発明の詳細な説明】の【課題を解決するための手段】には、次の趣旨の記載が含まれている。

本発明によれば、

1. ピンの先端部が球形のため、的に刺さった吹矢を的から外すときに釘の頭部にカエシがないので、吹矢が抜きやすくなり、ピンだけが的に残ってフィルムだけ引き抜かれることが極力阻止できる。

2. 的に刺さっている吹矢に次に吹いた吹矢が重なって前の吹矢のフィルム奥深くに食い込んでダブル突入の状態になっても、後ろの吹矢を引き抜いたときに、フィルムだけが引っ張られて後ろのフィルムからピンが抜け、ピンが前の吹矢のフィルム内に残ることも極力防止できる。

(10) A 社クレームにより特定される発明（以下、「A 社発明」という）について、特許査定が得られた。そこで、2012 年 1 月 20 日、A 社は、この発明について、特許権の設定の登録をした（以下、この特許を「A 社特許」といい、A 社発明について A 社が有する特許権を「A 社特許権」という）。

(11) A 社では、就業規則により、すべての職種の従業員たちに、開発中の製品に関する情報を社外に漏洩しないことを、義務付けている。また、個々の従業員は、毎年一回、機密保持に関する教育を社内で受け、その後に、機密保持義務を負うことを了解しているむねの書面に署名して、会社に提出している。

(12) A 社には、自社製品の開発や検査、また、他社製品の分析のために用いる、吹矢場がある。A 社は、従業員たちが、昼休みに吹矢場で吹矢をプレイすることを許している。

(13) 一方で、A 社は、従業員たちに、昼休みに、開発中の吹矢を吹矢場に持込むことを禁じている。

(14) 2011 年 8 月 31 日の昼休みに、a2 が、A 社の吹矢場に A 社新型吹矢を持ち込んで他の従業員たちに自慢していたところ、a1 に見つかって、厳しく注意された。また、a1 は、その場にいた従業員たちに、「ぜったいに、外部に、A 社新型吹矢のことを漏らすな！」と念押しした。

(15) A 社は、2011 年 9 月 15 日に、A 社新型吹矢を発売した。なお、A 社新型吹矢の販売用パッケージには、吹矢 12 本が一組として入っており、説明書（以下、「A 社説明書」という）が同梱されている。

(16) A 社説明書には、次の内容を示す写真が含まれている。被写体は、プレーヤの役をする a2 と A 社新型吹矢、撮影の場所は A 社の吹矢場、撮影者は a1、撮影日は 2011 年 8 月 31 日の午前である。

- ・ A 社新型吹矢を、正しい姿勢で吹く、プレーヤ。
- ・ 的に刺さった、1 本の A 社新型吹矢。
- ・ 的から A 社新型吹矢を引き抜くプレーヤ。
- ・ ダブル突入となった、2 本の A 社新型吹矢。
- ・ ダブル突入となった、2 本の A 社新型吹矢のうち、後ろの吹矢を引き抜くプレーヤ。

(17) B 社は、スポーツ用具の製造、販売等をその目的とする株式会社である。その本店及び工場は、兵庫県西宮市にある。

(18) B 社は、遅くとも 2019 年 1 月 15 日から現在（現在は、2021 年 9 月 16 日とする）まで、下記 (19) に示す吹矢（以下、「B 社吹矢」という）を、自社の工場で製造し、日本全国で販売している。また、B 社は、B 社吹矢の販売のために、スポーツ用品店に、B 社吹矢の見本を提供したり、B 社吹矢の説明が掲載されているリーフレットを提供したり、B 社のウェブサイトで B 社吹矢を紹介したりしている。

(19) B 社吹矢の構成は、次の通りである。

- ・ ピンと、円錐形に巻かれたフィルムからなる。
- ・ ピンは、先端部と、該先端部から後方に延びる円柱部とからなる。
- ・ ピンの先端部は、長手方向断面が楕円形である。
- ・ ピンの円柱部の横断面の直径は、先端部の横断面の直径よりも小さい。
- ・ 円錐形に巻かれたフィルムの先端部には、前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ、固着されている。
- ・ ピンの先端部が、吹矢の錘として機能する。

(20) B 社吹矢の製造方法は、次の通りである。

- ・ B 社は、汎用品のピンと、汎用品のフィルムを、外部の企業から、調達する。
- ・ なお、汎用品のピンは、先端部と、該先端部から後方に延びる円柱部とからなる。
- ・ また、汎用品のピンの先端部は、ほぼ球形である。
- ・ 汎用品のピンは、円柱状の金属棒を、一対の金型ではさみ、プレス加工機で圧力を加えることによって、成形される。
- ・ B 社は、汎用品のピンの、球形である先端部を、工作機械で削って、その長手方向断面が楕円形となるように、加工する。
- ・ 汎用品のフィルムは、円錐状の木型に、手で巻きつけて、接着剤で、固定する。
- ・ 加工済みのピンの円柱部に接着剤を塗布し、円錐状に巻かれたフィルムの先端部に差し込む。

(21) A 社の従業員らも、A 社と契約して A 社のために働いている弁護士および弁理士も、B 社吹矢の実際の製造方法を知らず、B 社吹矢に組み込まれているピンは、B 社または B 社の委託先企業が、円柱状の金属棒を、一対の金型ではさみ、プレス加工機で圧力を加えることによって、成形したものだと信じている。

(22) B 社吹矢の販売用パッケージには、吹矢 12 本が一組として入っており、B 社内で、一般的なパソコン・コンピュータとプリンタを用いて印刷された、説明書（以下、「B 社説明書」という）が同梱されている。

(23) B 社説明書には、次の内容を示すイラストが含まれている。

- ・ B 社吹矢を、正しい姿勢で吹く、プレーヤ。
- ・ 的に刺さった、1 本の B 社吹矢。
- ・ 的から B 社吹矢を引き抜くプレーヤ。
- ・ ダブル突入となった、2 本の B 社吹矢。
- ・ ダブル突入となった、2 本の B 社吹矢のうち、後ろの吹矢を引き抜くプレーヤ。

(24) 2020 年 12 月 15 日、A 社は、B 社に対して、B 社吹矢は A 社特許権を侵害しているから、B 社吹矢の製造及び販売を停止せよ、という趣旨の警告状を送ったが、B 社からなんらの応答もない。

【設問】

(問 1) A 社発明は、「物の発明」、「方法の発明」、または「物を生産する方法の発明」のうち、何れか。(5 点)

(問 2) A 社発明の「実施」の意味は、特許法のどの条文を見れば分かるか。(5 点)

(問 3) (13) に示す A 社の社内規程と、(14) に示す a1 の行動は、特許法の観点からすると、どのような意味があるか。(15 点)

(問 4) A 社発明の発明者が a1 および a2 であるとき、A 社発明について A 社が特許出願を行うことを正当化するために、どのような手続きがなされたと想像するか？ また、そのように想像する理由も示せ。なお、手続きを先に書いて理由を後に書いててもよいし、理由を先に書いて手続きを後に書いててもよい。(15 点)

(問 5) A 社が、A 社特許権を用いて、B 社吹矢を市場から排除する目的で、B 社に対して訴えを起こすものとする。A 社はどのような請求をすることが可能と思うか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れてよい。(15 点)

(問 6) A 社からの(問 5)の請求に対し、B 社はどのように反論することが可能と思うか。(15 点)

(問 7) A 社が、著作権（著作者人格権については、無視してよい）を利用して、B 社吹矢の販売を妨害する目的で、B 社に対して訴えを起こすものとする。A 社はどのような請求をすることが可能と思うか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れてよい。(15 点)

(問 8) A 社からの(問 7)の請求に対し、B 社はどのように反論することが可能と思うか。(15 点)